

大阪市告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月23日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
矢田西第19号線	東住吉区矢田6丁目 4番の23地から 同 区同 4番の23地先まで (別紙参考図1参照)	旧	4.00 m	2.45 m
		新	7.50	2.45
西成区第2号線	西成区岸里1丁目 1番の41地から 同 区同 1番の40地まで (別紙参考図2参照)	旧	8.00 m	157.77 m
		新	9.00~ 13.83	157.77

(建設局総務部管財課)